

# 平成 2 3 年度事業計画

## 第 1 事業方針

### 1 農業・農政及び組織をめぐる情勢と課題

#### ( 1 ) TPP への参加阻止と、EPA・FTA 等の国際交渉

政府は平成 2 2 年 1 1 月 9 日、TPP（環太平洋連携協定）を含む「包括的経済連携に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を閣議決定し、TPP については「情報収集のための協議を開始する」とした。

TPP は現在、9 か国で交渉が進められ、平成 2 3 年 1 1 月に米国・ハワイで開催される APEC（アジア太平洋経済協力会議）閣僚会議での合意を目指しているとされているが、原則すべての品目の関税撤廃を前提とする TPP への参加は、わが国農業・農村、地域経済の崩壊を招くものである。

このため、TPP への参加阻止に向けて、農業者のみならず消費者等を巻き込んだ国民的な運動を進める必要がある。

また、これまで締結した二国間交渉（EPA・FTA 交渉）においては、米麦、乳製品、肉類、砂糖など重要品目については交渉から除外する等の措置が取られてきたが、政府の「基本方針」では「すべての品目を自由化交渉対象とし、高いレベルの経済連携を目指す」とされており、今後の豪州や EU 等との二国間交渉について、注意深く見守っていく必要がある。

#### ( 2 ) 「食と農林漁業の再生」論議と国内農業の体質強化

政府は、平成 2 2 年 1 1 月 9 日の「基本方針」において「高いレベルの経済連携の推進とわが国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じる」とし、平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日、「食と農林漁業の再生推進本部・実現会議」を設置した。この中で、平成 2 3 年 6 月めどに「基本方針」、中長期的な視点を踏まえた「行動計画」を平成 2 3 年 1 0 月めどに策定し、早急に実施に移すとしている。

また、平成 2 3 年度から農業者戸別所得補償制度を本格実施するとしているが、農業・農村の現場からは、これに加え、農業経営の体質強化や人材確保のための担い手・経営対策の推進、農村地域社会の維持や国土・環境保全等のための地域政策の拡充などの思い切った支援対策を求める声が強まっている。

#### ( 3 ) 国民各層・各界からの多様な「農業への参画」の動き

国民の食と農への関心が高まる中で、農業・農村における社会・環境活動への参画や農地の市民的利用、農外企業の農業参入等の動きが広がっている。定年後就農の増加や経済不況等を背景に、今後とも、多様な「農業への参画」の動きが加速化

することが見込まれる。

また、平成21年12月に施行された改正農地法等において、下限面積の弾力化、農地利用集積円滑化団体等による面的集積、解除条件付き貸借など法制度上の大幅な改善が措置され、農業への新規就農や規模拡大・面的集積、一般企業の農地貸借など農地の利用主体の多様化が進んできている。

このため、これら若者の新規就農や担い手の規模拡大・面的集積、企業の農業参入など地域農業の「新たなパートナー」による農地の利用を秩序ある形で進めるため、前向きな受入・指導体制の整備を図る必要がある。

#### (4) 農業内外から注目を集める「農業委員会」の取り組み

「農業委員会」については、農地法等の改正法附則第19条において「新たな農地制度の施行後5年を目途としてその状況等を勘案して検討を加え、必要な措置を講ずる」とされており、また、政府が平成22年6月に閣議決定した「規制・制度改革に係る対処方針」において、農業生産法人の更なる要件緩和や農業委員会のあり方の見直しについては、「平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論」とされ、平成23年度は、この「検討開始」の年度となる。

このため、農業委員会系統組織みずからも、現場段階での推進状況の点検・検証、取り組み事例の収集・整理などを行っていく必要がある。

## 2 事業推進の重点方針

### (1) 新たな農地制度の着実な実践と目に見える農業委員会活動の推進

新たな農地制度の施行から1年余が経過したことを踏まえ、農地転用の規制強化、農地の権利移動にともなう地域調和要件の新設、農地利用状況調査と遊休農地に対する指導・勧告など、現場における取り組みの問題点も明らかになりつつある。

これら新たな農地制度等への農業委員会の取り組み状況を点検・検証するとともに、「法制度」と「現場実態」とのギャップを埋める現場の智恵と実践事例を積み上げ、取り組み課題ごとに再整理し、農業委員会系統組織全体の自主的な規範・ルールづくりとしての「共有化」を進める必要がある。

### (2) 「食と農林漁業の再生」議論への農業者・地域の声の反映

政府においては「食と農林漁業の再生」に向けた議論が、6月に「基本方針」、10月に「行動計画」を策定する方向で進んでおり、農業委員会組織として現場の声を積み上げ反映させていく取り組みを行う必要がある。

このため、地域の農業者等との意見交換の実施等により、農業・農村現場からの積み上げによる取り組みを強化するとともに、農業委員会系統組織の固有の法的業務である「意見の公表」等の機能を積極的に活用していく。

### (3) 「農業の新パートナーづくりプロジェクト」の推進

農地の受け手不足や耕作放棄地の増大等が危惧される一方、新たな農地制度によ

る多様な「農業への参画」の動きが加速化することから、地域農業の担い手である認定農業者等の農地利用の促進を基本とした上で、農業参入を希望する新たなパートナーによる農地の新規活用を推進する。

そのため、新規就農や担い手の規模拡大・面的集積、起業の農業参入等に関する農地情報の収集・提供および相談活動の推進を図る。

#### (4) 農業・農業者等に関する情報の受発信活動の強化

新たな農地制度の現地・農業委員会における取り組みや「食と農林漁業の再生」議論等の情報を的確に提供するため、農業委員会法に定められた「情報提供」の活動として、農業委員会と地域・農業者との信頼の「絆」の一層の強化を図る。

#### (5) 多様な人材の登用と関係団体との連携

平成23年度に第21回農業委員統一選挙等が実施されることから、農業委員会制度と組織の役割について啓発普及するとともに、農業委員会活動の更なる活性化に向けて、女性・青年農業者や農業生産法人の構成員を含む認定農業者等の担い手、地域農業・農村の振興に取り組む地域住民や商工関係者も含めた多様で行動力のある人材が登用される環境づくり等を進める。

さらに、農業・農業者の代表組織として、農業関係機関・団体等との連携のための取り組みを推進する。

## 第2 事業の内容

### 1 会議の開催

農業、農政に関する意見の公表、行政庁への建議又はその諮問に応じたの答申並びに諸事業の効果的な推進を図るため、次の諸会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 常任会議員会議
- (3) 支部長会議
- (4) 農業委員会会長・事務局長会議
- (5) 賛助団体会議
- (6) その他業務執行に必要な諸会議の開催

### 2 法令に基づく所掌事務

- (1) 農地法第4条・第5条・第18条に定められた事項
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に定められた事項
- (3) 農業経営基盤強化促進法第5条に定められた事項
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活用化のための基盤整備の促進に関する法律第8条に定められた事項
- (5) 土地区画整理法第136条に定められた事項
- (6) その他法令に基づく事項

### 3 農政活動事業

食に対する国民の期待に応えるため、農地の確保と有効利用、利用集積、担い手確保・育成を目指し、新たな農地制度を踏まえた「地域の農地と担い手を守り活かす運動」を推進し、活力ある農業・農村の実現に向け取り組む。

#### (1) 農地の確保と有効利用の促進

食料供給力の向上を図るため、農地の確保目標の設定や有効利用の促進対策に取り組む。

また、農地利用集積円滑化団体との密接な連携を図るとともに、農地の利用調整活動を強化し、意欲ある担い手への利用集積を促進する。

#### (2) 認定農業者の確保・育成及び法人化等の促進

愛知県を始め関係機関や団体との連携の下、認定農業者を始めとする担い手の確保・育成に努めるとともに、経営管理能力の向上等を支援する。

#### (3) 遊休農地の発生防止・解消対策の推進

農地法第30条第1項の農地の利用状況調査を農地パトロールと位置付け、調査の実施及びその結果を踏まえた遊休農地に対する措置等について支援する。

#### (4) 農業委員会系統組織予算の確保及び税制改正要望対策

認定農業者等担い手の声を汲み上げ、現場に即した施策等の実現を図るため、政策提案から政府予算案の決定、実施要領の策定に至るまでの各段階において要望活動を行う。

#### (5) 都市農業確立対策

都市地域農業者の経営確立に向けた支援、市民農園及び農業体験農園の開設等を通じて、消費者・都市住民の参画を含めた都市農業対策の推進を図る。

#### (6) 農業委員会系統組織の活動強化と体制整備の推進

県及び市町村において、農地制度に果たす農業委員会系統組織の役割・機能が明確に位置付けられ、活動予算が確保され、体制づくりが強化されるよう推進する。  
また、農業委員会活動の検証・評価の取り組みを進める。

#### (7) 関係農業団体の活動に対する協力・協賛

賛助団体等が実施する農業技術の改良、品質・経営の向上に関する諸事業に協賛する。

#### (8) 「あぜみち通信」の発行及びその他必要な農政対策

ホームページを通じて、農業者や農業委員会に最新の情報を発信したり、「あぜみち通信」を毎月発行することにより、農業委員会始め関係団体に最新情報を提供する。

なお、全国情報の受発信機能を持つ「全国農業新聞」の購読や円滑な事業実施に欠かせない「全国農業図書」の購入を推進する。

### 4 系統補助事業

#### (1) 調査事業

農業者の利益を守り農業経営の改善に資するため、田畑売買価格調査・農業労賃等に関する調査を始め各種動態調査を行う。

#### (2) 農地情報利用効率化対策事業

農業委員会において整備している農地基本台帳等の農地情報を有効で適正な管理・補正が行えるように台帳照合システム等電子化を支援するとともに、愛知県土地改良事業団体連合会が実施していた水土里情報利活用促進事業において電子化を進めている農地地図情報等と農地基本台帳とのデータの結合を支援していく。

#### (3) 農地制度実施円滑化事業

平成21年12月15日に施行された改正農地法等の適正実施を始め、農業委員会の農地流動化など農業振興に関する活動や業務運営に関する助言・協力、巡回指導を行う。

また、改正農地法等について相談活動を行うとともに、農業委員会の委員や職員等を対象とした研修会等を開催し、農業委員会活動を支援する。

#### (4) 農業委員会等活動強化対策事業

農業委員会が地域に密着した主体的な活動を展開できるよう、農業委員会の委員及び職員等への研修、活動計画の策定と点検・評価のフォローアップを実施するとともに、総会等における審議の透明性の確保に向けて支援する。

### 5 委託事業

#### (1) 農業者年金事業

年金制度の実務についての理解を深め、円滑な推進指導に資するため、独立行政法人農業者年金基金からの委託を受けて、市町村農業委員会職員等を対象とした担当者会議、研修会、研究会等を開催する。

また、昨年度に引き続き市町村段階に加入推進部長を設置し、加入推進活動に対する支援協力を行う。

#### (2) 就農促進サポート事業

意欲ある農業者を確保するため、財団法人愛知県農業振興基金から委託を受け「新規就農相談センター」として就農相談の実施及び就農関連情報の収集、就農希望者のニーズや市町村等の新規就農者受入体制等の把握のための調査を実施する。

また、農業法人への就農希望及び法人の求人のニーズに対応するため、平成17年6月1日付けで厚生労働大臣から認可を得た無料職業紹介業務を実施する。

#### (3) 農の雇用事業

全国農業会議所から委託を受け、農の雇用事業に必要な情報を提供するとともに、研修事業を実施する農業法人等の指導・支援及び現地調査等を実施する。

また、就農情報を収集し、提供するとともに、就農や就業に係る課題等について市町村及び農業法人等の現地調査を実施する。

### 6 関連事務局の設置

#### (1) 愛知県農業委員会事務研究会

農業委員会職員の資質の向上及び委員会事務の効率的な執行を図るため、研修及び事務効率化対策を実施する。

#### (2) 愛知県稲作経営者会議

本県の水田農業の発展を目指して積極的な活動を行う、大規模稲作経営者の販売戦略構築、コスト低減対策等の推進及び会員相互の連携強化を支援する。

#### (3) 愛知県耕作放棄地対策協議会

平成20年12月に愛知県、愛知県農業協同組合中央会、愛知県農業会議、愛知

県土地改良事業団体連合会、愛知県農林公社を構成員として設立され、耕作放棄地の解消により農地の有効利用に資するため、耕作放棄地再生利用の事業を実施する。

## 7 協力提携

農業・農業者の利益代表機関として、農業委員会等に関する法律に位置づけられている組織としての機能を果たすため、行政機関及び農業団体等との連携協力を図りながら諸事業を推進する。